最終更新日：2017年4月6日

日機装株式会社
代表取締役社長　甲斐敏彦
問合せ先：経営企画部 03-3443-3718
証券コード：6376
http://www.nikkiso.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、社会の一員として健全な社会倫理・価値観を社会と共有しながら、法令・定款・社会規範を遵守し、株主、顧客、従業員とその家族、取引先、債権者などの当社グループの利害関係者（以下「利害関係者」といいます。）と良好な関係を構築するとともに、人々の良質な暮らしの実現のために、他にない技術の提供を通じて、原油・天然ガス生産業をはじめとする流体を扱う多様な産業、航空宇宙、透析医療などの暮らしの根幹分野で創造的な貢献を果たすことを経営の理念とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

当社グループは、意思決定の透明性、公正性を確保するとともに、迅速・果断な意思決定により、経営の理念を実現することが目指すべきコーポレート・ガバナンスの要諦と考え、次の基本的な考え方に沿って、当社グループの発展段階に適合する最良のコーポレート・ガバナンスの構築に取り組みます。
・株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
・利害関係者の利益を尊重し、適切に協働します。
・当社グループの情報を適切に開示し、透明性を確保します。
・経営の監督と執行の分離の実効化に努めます。
　独立社外取締役、独立社外監査役、内部監査人および会計監査人との連携による経営の実効的な監督・監査を確保するとともに、業務執行部門が事業の収益性向上に注力できる環境をグループ内に整備します。
・中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行ないます。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本方針の詳細は、『日機装グループのコーポレート・ガバナンス基本方針』（以下『基本方針』といいます。）に記載しています。
http://www.nikkiso.co.jp/company/governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

1. 補充原則4-1-3　後継者計画

社長の後継者計画については、当社の中期経営計画「日機装２０２０」を含む当社の経営戦略を適切に指導、実践していくリーダーとしての資質、経験、見識を備えた経営者を、先入観を持たず、社内外を問わず、選ぶことが肝要ではないかと考えています。当社取締役会は、必要に応じて、後継者計画を必要とする時期の見極めも含めて、適切に監督します。また、取締役会が社長の後継者計画を適切に監督できるよう、社外役員の意見・助言を積極的に活用します。

2. 補充原則4-11-3　取締役会の実効性の分析・評価、結果の開示

分析・評価の結果の概要の開示については、開示が取締役会の審議や実効性に関する分析・評価の客観性などに及ぼす影響等を勘案し、慎重に検討を進めていきます。

なお、補充原則4-11-3　取締役会の実効性の分析・評価については、直前の報告書（2016年4月）で記載しましたとおり、2016年12月に全取締役・社外役員に対して取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その結果および改善すべき課題について取締役会で議論を行ないました。

以上

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1. 原則1-4　政策保有株式に関する方針・議決権行使の基準

当社は、取引先等との安定的・長期的な取引関係の構築・業務提携・取引関係強化等の観点から、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、当該取引先等の株式を保有することがあります。
また、政策保有株式の議決権の行使については、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念が生じている場合などを除き、取引先等との関係強化に生かす方向で議決権を行使します。
（『基本方針』第6条第1項・第3項）

2. 原則1-7　関連当事者間の取引

取締役会は、当社が役員や主要株主等の関連当事者と取引を行なう場合に、当該関連当事者間取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、金額の多寡、取引形態、定性的な重要性に応じて、事前承認などの適切な監視を行ないます。（『基本方針』第8条）　当社は、会社法に基づき取締役と会社間の利益相反取引について取締役会の事前承認を得ることに加え、「関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき当社と役員およびその近親者、主要株主等との取引について開示を行ないます。

3. 原則3-1　情報開示の充実

（1） 経営理念・経営戦略・経営計画
当社グループは、社会の一員として健全な社会倫理・価値観を社会と共有しながら、法令・定款・社会規範を遵守し、株主、顧客、従業員とその家族、取引先、債権者などの当社グループの利害関係者と良好な関係を構築するとともに、人々の良質な暮らしの実現のために、他にない技術の提供を通じて、原油・天然ガス生産業をはじめとする流体を扱う多様な産業、航空宇宙、透析医療などの暮らしの根幹分野で創造的な貢献を果たすことを経営の理念とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。（『基本方針』第1条第1項）

当社グループでは、内外の経営環境の大きな変化に着実に対応しながら、今後さらなる成長を成し遂げるためには、現在の姿を再認識し、進むべき方向、対処すべき課題を明確化する必要があると判断し、2016年12月期から始まる5ヵ年を対象とした中期経営計画『日機装2020』を策定し、推進していくこととしました。主力の各事業分野で卓越した技術力を武器とした、世界トップレベルのサプライヤーであり続けるための『技術の日機装』の確立、経営環境の変化や業容の拡大に適切に対応するための「成長に向けた基盤強化と収益力の向上」を基本施策として掲げ、『日機装2020』の最終年度にあたる2020年12月期には、国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）適用の前提で、売上高2,000億円、営業利益200億円を達成できる企業グループを目指していきます。

（2） コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
前掲1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報の1.基本的な考え方に記載しています。

（3） 取締役の報酬決定の方針・手続き
取締役会は、業務執行取締役の報酬等について、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、固定報酬、短期業績連動報酬、中長期業績連動報酬の割合を適正なものに定めます。また、取締役の報酬等に関する原案は、事前に独立社外役員に対してこれを説明し、その助言をうけたうえで、取締役会に上程します。
（『基本方針』第31条）

（4） 取締役等の選任・指名の方針・手続き
1） 取締役には、当社グループを取り巻く経営環境を俯瞰し、迅速・果断に重要な経営課題に取り組み、成果をあげうる能力を有することに加え、経営理念の実現のため、透明・公正で迅速・果断な意思決定を支えるコーポレート・ガバナンス体制の構築に尽力できる者を指名します。
2） 社外取締役には、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、当社の業務執行から独立した客観的かつ専門的立場から、取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たすとともに、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、的確な助言を期待できる者を指名します。
3） 社外監査役には、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、当社の業務執行から独立した客観的かつ専門的立場から、取締役の意思決定と職務執行を監査する役割を十分に果たすとともに、幅広い知見に基づき経営戦略のリスクの指摘・助言を期待できる者を指名します。
4） 執行役員には、取締役会の承認を得て、当社グループの経営戦略を理解し、これを各事業の戦略として展開する能力、および事業戦略遂行に向け組織を整備しこれを統率する力に加え、事業遂行を定量的に管理する計数能力および事業目標の達成に向けた高い責任感を有する者を選任します。
5） 取締役候補者・監査役候補者の指名に際しては、経営の実効的監督・監査の確保と健全なリスクテイクによる当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現の観点から、多様性の確保に配慮します。
6） 取締役候補者・監査役候補者の指名と社長、副社長その他の経営陣幹部の選任については、事前に独立社外役員にその原案を説明し、その助言をうけたうえで、これを取締役会に上程します。
（『基本方針』第22条、第23条、第29条）

（5） 取締役・監査役候補の選任の説明
『定時株主総会招集ご通知』に添付する参考書類（取締役選任議案　監査役選任議案）に記載しています。

4. 補充原則4-1-1 経営陣に対する委任

当社は、重要な業務執行の決定について取締役会に付議し、個別の業務執行は社長その他の経営陣に委ねています。さらに、社長を最終決裁者とする事項と事業本部長に権限委譲する事項、当社が決裁すべき事項と関係会社に権限委譲する事項を明確に区分し、統制のとれた効率的で迅速な意思決定と業務執行を確保します。事業本部長・関係会社社長は、当社社長から権限委譲された事項の執行について、さらに下位に職務権限を委譲し、意思決定と業務執行の効率性と迅速性を加速させます。
（『基本方針』第16条）

5. 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準として、㈱東京証券取引所が定める独立性基準を採用します。本基準の解釈・適用にあたっては、当社の業務執行から独立して客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たすことを可能とするため、当社との間に社外取締役としての関係以外に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がなく、株主と利益相反が生じるおそれがないか否かを実質的に判断します。
（『基本方針』第24条第1項）

6. 補充原則4-11-1 取締役会の構成

取締役会の人数は、定款に基づき9名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とします。また、取締役会は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有していることを前提に、事業遂行に関わる基本的な価値観を当社グループと共有し、経営理念に共感できる者で構成することを基本として、さらに取締役会の機能の実効性を確保する観点から、多様性に配慮した構成とします。
（『基本方針』第20条）

7. 補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況

『定時株主総会招集ご通知』に添付する事業報告に取締役および監査役の重要な兼任状況を記載しています。

8. 補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針

当社は、取締役および監査役に求められる責務を適切に果たすため、その役割・責務に必要な知識の習得を支援します。新任役員は、適宜、役員としての基礎的な知識を習得・更新するために所定の研修を受講し、重任の役員は、経営戦略、財務、会計、人事、組織等に関わる所定の研

修を受講します。また、年に数回開催する執行役員を含む全役員が参加する執行役員会において、当社の経営、業務執行に関係する会計制度、人事制度、コンプライアンス、インサイダー取引等の制度に関する研修や経営戦略、経営計画に係る研修を実施します。
（『基本方針』第26条）

9. 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

株主との対話全般については、IRを担当する部門長またはIR担当取締役が統括します。
IR担当部門長等は、株主との対話に必要有益な情報を多く保有するIR担当部門と総務部、経理部、法務部、人事部の属する業務本部等と緊密に連携することで、部門間の情報遮断を受けずに、適時適切に必要有益な情報を提供するように努めます。また、株主から当社が受領する有益な情報・意見・助言は、IR担当部門長等から適宜経営トップおよび取締役会へ定期的に報告します。
さらに、インサイダー情報は、『内部情報管理規程』に基づき経営企画部で一元的に登録・管理します。IR担当部門長等は、登録情報にアクセスすることにより、対話時点でのインサイダー情報の登録状況を確認でき、株主との対話に際して意図しないインサイダー情報の漏えいを防止する仕組みを維持するとともに、決算発表前は「沈黙期間」を設定し投資家との対話を制限します。
社長および担当役員が出席するアナリスト、機関投資家向けの説明会を適宜開催するとともに、合理的な範囲内で機関投資家等との面談、電話取材に応じます。個人投資家からの問い合わせには、わかりやすい言葉で丁寧な説明に努めます。
（『基本方針』第32条第2項）

以上

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,066,600	4.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,005,600	4.04
日機装持株会	2,620,057	3.52
株式会社みずほ銀行	2,500,000	3.36
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	2,247,300	3.02
三井住友海上火災保険株式会社	1,966,000	2.64
日機装従業員持株会	1,874,872	2.52
CBLDN FULL TAX JAS-CLIENT AC	1,764,000	2.37
日本生命保険相互会社	1,650,000	2.22
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,622,735	2.18

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	精密機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中根　堅次郎	公認会計士											
菊地　裕太郎	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中根　堅次郎	○	―――	社外取締役 中根堅次郎氏は、公認会計士・税理士であり、会計・税務に関する専門的知見と企業経営全般に対する高い見識を備えています。また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。

菊地　裕太郎	○	―――	社外取締役 菊地裕太郎氏は、日本弁護士連合会副会長、東京弁護士会会長の要職を歴任するなど、弁護士として高い見識を有しています。企業法務と企業経営全般について専門的知見と幅広い経験を有し、また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、監査役は会計監査人の監査体制、監査計画、監査実施状況などを確認しています。
日常の監査においても、必要に応じ、適宜情報交換、意見交換を行なっています。また、監査役と当社内部監査部門である内部監査室は、定期的また随時に打ち合わせを行ない、監査計画、監査スケジュール、監査対象などの確認、調整を行なっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長友　英資	他の会社の出身者										△			
中久保　満昭	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長友　英資	○	長友英資氏は、㈱東京証券取引所の出身者であり、当社は同社に上場手数料を支払っていますが、その額および性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	社外監査役 長友英資氏は、㈱東京証券取引所常務取締役(最高自主規制責任者)、金融庁企業会計審議会委員および公益財団法人財務会計基準機構理事などの要職を歴任し、財務・会計に関する相当程度の知見に加え、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス・システム等に精通しています。また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。
中久保　満昭	○	―――	社外監査役 中久保満昭氏は、弁護士として企業法務全般にわたり広く活躍し、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスについても高い見識を備えています。また、同氏と当社の間には、社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社から独立した、客観的かつ専門的立場から取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たされるものと期待しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション制度

1.社内取締役に株式報酬型ストックオプションを付与することにより、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をいっそう強め、取締役が株価上昇による経済的利益のみならず株価下落による損失までも株主と共有することで、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とします。
2.2012年6月26日開催の第71回定時株主総会の決議に基づき、取締役の報酬等の額の範囲内（年額280百万円以内）で年20個（20,000株）を上限として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を取締役（社外取締役を除く）に付与しました。また、2014年6月25日開催の第73回定時株主総会の決議により、年間付与数の上限を40個（40,000株）に変更しました。

株価業績連動報酬（ファントム・ストック）

2016年４年、中期経営計画「日機装2020」の達成および企業価値向上に向けたインセンティブとして、「株価業績連動報酬制度」（ファントム・ストック・プラン）を導入しました。

中期経営計画の達成に向け、株価上昇相当額の金銭を対象者（社外取締役を除く取締役、執行役員、関係会社の役員など当社グループの経営幹部）に給付するものです。なお、給付する仮想株式（ファントム・ストック）は、合計５０万株程度を予定します。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

２０１２年の導入後これまでに、次の通り、社内取締役に対してストックオプションを付与しています。

第１回（２０１２年）：新株予約権２０個（普通株式20,000株）

第2回（2013年）：新株予約権20個（普通株式20,000株）
第3回（2014年）：新株予約権30個（普通株式30,000株）
第4回（2015年）：新株予約権28個（普通株式28,000株）
第5回（2016年）：新株予約権37個（普通株式37,000株）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告において、取締役および監査役の年間報酬総額を記載しています。

76期事業報告には、2016年12月期に係る取締役の年間報酬総額は168百万円（基本報酬102百万円　賞与42百万円　ストックオプション24百万円）、監査役の年間報酬総額51百万円（基本報酬のみ）と記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬額の総額を上限として、あらかじめ算定方法を定めた社内規程に従って、取締役会で決定します。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の総額を上限として、監査役の協議により決定します。
当社の持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、取締役の報酬は、基本報酬、業績に連動した取締役賞与、株式報酬の3種類から構成しています。

基本報酬は、本人の職位、経験等に応じてあらかじめ定めた一定の範囲内で固定額として支給します。当社の取締役の任期は1年間であり、固定額とはいえ、在任年数だけにとらわれず、担当する職務、責任の大きさなど現状を十分に反映できるよう、弾力的かつ適正に見直し、決定しています。

取締役賞与は、各事業年度の全社業績に連動させ支給します。使用人を兼務する取締役については、このほか、担当部門の業績や本人の果たした役割、成果も考慮した賞与を支給します。

株式報酬としては、中長期のインセンティブとすべく、2012年に株主総会のご承認をいただいて、株式報酬型のストックオプションを導入しています。

なお、2006年3月6日開催の取締役会において、取締役および監査役の報酬体系を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年6月23日開催の定時株主総会で、在任期間に対する役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対するサポート体制の概要は次のとおりです。

・取締役会・監査役会の年間審議主要項目・開催日時の計画を期初に通知
・社内規程、制度の説明
・会議案件・資料の事前説明
・サポートを担当する当社従業員(経営企画部　経理部　監査役室）を配置

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1）取締役会

取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通じて、当社グループを持続的に成長させ、中長期的な企業価値の最大化を実現するため、次の役割を担います。
・経営戦略等の経営の大きな方向性を示すこと
・迅速・果断な経営判断を支える社内体制を整備すること
・経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保すること

現在、取締役会は8名の取締役（うち社外取締役は2名）で構成しています。
原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、また迅速で効率的な意思決定を行なう観点から随時書面決議を行なっています。個別の業務執行はできるかぎり執行部門に委譲することで、迅速・果断な意思決定を支えるとともに、取締役会が上記の役割に専念できる環境を整えるため、2015年12月に取締役会付議基準の一部改訂を行ないました。今後も経営の監督と執行の分離の観点から、取締役会付議基準の最適化を進める方針です。

2）執行役員制・事業本部制

迅速・果断な意思決定を行なえる社内体制を構築すべく、執行役員制および事業本部制を採用しています。社長、副社長および常務執行役員を主要な構成員とする常務会を設置し、取締役会付議事項を含む重要な業務執行について審議を行ないます。また、当社は多様な事業を手がける

ことから、事業本部制を採用することで、各事業と市場に精通した業務執行者に当該事業を委ね、市場に近いところで迅速な意思決定ができるようにしています。現在は、ポンプ・システム事業を中核とするインダストリアル事業本部、精密機器製品等を手掛ける精密機器事業本部、航空機の逆噴射装置用関連部品を主要な製品とする航空宇宙事業本部および血液透析関連製品を製造・販売するメディカル事業本部の4つの事業本部を設けています。

3) 監査役および監査役会

監査役・監査役会は、取締役・取締役会から独立した立場で、取締役・取締役会がその責務として職務を適法・適切に果たすことを監査することが主な責務です。現在、監査役会は4名の監査役（うち社外監査役は2名）で構成しています。原則として、毎月1回定例の監査役会を開催し、監査方針、各監査役の業務分担、具体的実施事項、監査役の監査報告の聴取、取締役・執行役員等からの業務執行状況の聴取等を行ない、適宜、その結果を取締役会に報告しています。
また、定例の監査役会には、社外取締役2名も同席し、取締役会付議事項や業務執行等に関わる情報を共有し、意見を交換します。監査役は、取締役会において、また経営陣に対して適切に意見を述べています。

4) 会計監査人監査

取締役会は、会計監査人による高品質な会計監査を確保するため、十分な監査時間の確保および会計監査人の当社経営陣幹部との面談等の確保に努めています。また、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合、財務を担当する取締役はこれを直ちに代表取締役社長および独立社外役員に報告するとともに、指摘を受けた事項を検証し、必要に応じ検証結果を適時適切に開示します。
現在、会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、決算時の監査および必要に応じて適宜会計全般に関する助言を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社として、上記のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

1) 透明・公正な意思決定を実現するため、自ら監査を行なう常勤の監査役と独立社外役員、内部監査部門・会計監査人の連携による経営の実効的な監督・監査の体制を整備・充実させます。

当社グループの事業、組織および財産に精通している常勤の監査役が、自ら会社の業務・財産の調査等を行なうことにより、独立社外役員による経営の独立・客観的な監督を実効的に補完するとともに、会計監査人・社内の内部監査部門との監査における有機的な連携の実現を期待します。
また、独立社外役員による監督の実効化の観点から、独立社外役員に対する業務執行に関する情報提供は不可欠となりますが、当社グループの事業等に精通する常勤の監査役の存在は、かかる情報提供の実質化に寄与しています。

2) 迅速・果断な意思決定を実現するため、監査役設置会社として関係法令の許容する範囲内で個別の意思決定権限を取締役会から執行部門に委譲します。

従来、当社取締役会は比較的多くの個別業務執行の意思決定に関与してきましたが、取締役会が経営の大きな方向性の決定や執行部門による業務執行の監督といった役割により専念できる環境を整えるため、関係法令の許容する範囲で取締役会の意思決定権限を執行部門に委譲します。かかる見地から、適宜、取締役会付議基準の一部改訂を行ないました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるように、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めるとともに、発送前に㈱東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページにより招集通知を公表します（本年の公表日は3月3日（金））。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使を容易にするため、2003年から、インターネットによる議決権行使の方法を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家の議案検討期間を拡大し、議決権行使の環境を改善するため、2007年から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の要約を英文で作成し、㈱東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページのグローバルサイトに掲載しています。
その他	総会に出席する株主の理解を助けるため、ナレーションと映像を使い事業報告・計算書類の説明を行ないます。他方、対処すべき課題については社長自ら出席株主に対して説明しています。また、総会終了後に工場見学会等を開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長および担当役員が出席して、年2回、アナリスト、機関投資家向けの説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、臨時報告書、招集通知、決算短信、決算説明会資料、財務諸指標の推移などを積極的に当社ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	現在、IRは、IR担当取締役・IR担当部門長が統括します。 IR担当部門長等は、IRに関する必要有益な情報を多く保有するIR担当部門と総務部、経理部、法務部、人事部の属する業務本部等と緊密に連携することで、部門間の情報遮断を受けずに、適時適切に必要有益な情報を提供するように努めます。また、株主から当社が受領する有益な情報・意見・助言は、IR担当部門長等から適宜経営トップおよび取締役会へ定期的に報告します。 さらに、インサイダー情報は、「内部情報管理規程」に基づき経営企画部で一元的に登録・管理します。IR担当部門長等は、登録情報にアクセスすることにより、対話時点でのインサイダー情報の登録状況を確認でき、株主との対話に際して意図しないインサイダー情報の漏えいを防止する仕組みを維持するとともに、決算発表前は「沈黙期間」を設定し投資家との対話を制限します。 社長および担当役員が出席するアナリスト、機関投資家向けの説明会を適宜開催するとともに、合理的な範囲内で機関投資家等との面談、電話取材に応じます。個人投資家からの問い合わせには、わかりやすい言葉で丁寧な説明に努めます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『日機装グループのコーポレート･ガバナンス基本方針』において、「社会の一員として健全な社会倫理･価値観を社会と共有しながら、法令･定款･社会規範を遵守し、株主、顧客、従業員とその家族、取引先、債権者などの当社グループの利害関係者（以下「利害関係者」といいます。）と良好な関係を構築」すること、および「利害関係者の利益を尊重し、適切に協働」することを当社グループのコーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方とする旨を規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	【環境保全活動】 1.温室効果ガス総排出量の削減、廃棄物のリユース･リサイクル率の向上に向けての継続的活動を実施しています。 2.石川県の金沢製作所では、金沢テクノパークで操業する企業とともに、春と秋の年2回、森づくり活動を行っています。 3.東日本大震災の被災地　宮城県において、年２回森林整備･保全活動を継続しています。 【研究･文化支援活動】 1.公益財団法人『宗桂会』（そうけいかい）の活動を通して、金沢の伝統工芸『加賀象嵌（ぞうがん』の保存･普及の支援を行なっています。 2.一般財団法人『一樹（いちじゅ）工業技術奨励会』を通して、工業技術の進歩･発展に貢献する目的で、国内外の大学、研究機関、学術研究者、学生等の有意義な研究に対して助成を行なっています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	1）取締役会は、会社法その他の適用のある法令に基づき、当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示します。 2）取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示します。 3）前2項にかかわらず、当社の経営や事業に対する、中長期的な投資方針を有する株主をはじめとする利害関係者の理解を深めるために有益と当社が判断する財務および業務に関する事項の開示についても、適切に取り組んでいます。
その他	女性を含む多様な人材が能力を十分発揮することができるよう社内規程および労働環境の整備をすすめています。当社グループの経営課題に取り組み、企業価値向上に貢献できる意欲ある女性を登用する方針です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

日機装株式会社（以下「当社」といいます。）は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. グループ内部統制

当社は、当社グループが社会の一員として健全な社会倫理・価値観を共有し、法令・定款・社会規範を遵守して、ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、当社グループの内部統制体制を整備する。

(1) 当社および当社子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、内部統制担当の取締役を委員長、本部長等を委員とする全社的な「内部統制委員会」を組織し、次のとおり、当社グループのコンプライアンス体制を整備する。
・「内部統制委員会」に「コンプライアンス担当委員」を置き、当社グループにおけるコンプライアンスを徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「コンプライアンス統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。さらに、「内部統制委員会」のもとに、実務組織として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループにおける「コンプライアンス・プログラム」の推進および啓蒙活動を実施するとともに、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の有事対応を支援する。
・当社グループの役職員が企業人としての良心にしたがい、社会へ貢献するために守るべき基本的な事項を定めた「日機装グループグローバル行動規範」（以下「日機装GCC」という。）を制定する。「日機装GCC」を定着させるため、グローバルベースでコンプライアンス研修を継続的に実施し、遵守状況を定期的に検証する。
・透明で公正なグループ経営を目指し、当社グループの従業員が、当社グループにおける法令違反等の事実を発見した場合に、直接、匿名または実名で、社外の弁護士等の専門家に通報できる「内部通報制度」を国内外で整備する。
2) 当社は、社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。
3) 当社は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を置き、当社のみならず、当社子会社をも対象とした内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。
4) 当社の取締役が、他の取締役の法令、定款の違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。
5) 当社は、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、専門的な知識を有する社外取締役および社外監査役により、経営の意思決定・業務執行を監督・監査する体制を強化する。
6) 当社は、取締役会規程、権限規程等において、取締役会の承認を得なければならない事項を定め、各業務執行者が独断で業務を決定・執行できない体制を維持する。さらに社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め、取締役会に対して、定期的に業務執行報告を実施する。また、海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。
7) 当社は、「内部統制委員会」の活動として、 金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保する体制を整備、運用し、評価する。
8) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力の排除に向けて組織的に取り組む。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録（それぞれの電磁的記録を含む。）は、法令および社内関連規程に基づき、適切に作成し、保存する。
2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程および社長決裁細則に基づき、発議部署において、原本またはその電磁的記録により、決裁または報告の日から所定の期間保存する。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)「内部統制委員会」に「リスク管理担当委員」を置き、リスク管理を徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「リスク管理統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。さらにリスク管理・コンプライアンス委員会は、当社グループにおける「リスク管理・プログラム」の推進および啓蒙活動を実施するとともに、重大なリスク事象が発生した場合の有事対応を支援する。
2)当社は、当社グループに関わる災害リスク、製造物責任リスク、与信リスク、インサイダー取引リスク、不正輸出リスク、個人情報漏洩リスク等の個別のリスクを管理する実効性のある規程・体制を整備する。
3) 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長または担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部専門家の助力を得て、迅速な対応を行ない、損害の拡大を最小限にとどめる体制を維持する。また、開示を必要とする事項については、適時かつ正確に開示できる体制を維持する。緊急事態の発生時のために、全社緊急連絡網を維持する。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1) 当社は、法令に定める事項その他の重要な業務執行を審議するため、取締役会を原則として月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的に経営に関する意思決定を行ない、これを執行するため、事業本部制を維持する。また、本部のそれぞれに、その業務の執行について責任を負う執行役員を任命する体制を維持する。
2) 当社は、当社グループの中期経営計画に基づき、各本部で毎期作成する業務計画において、それぞれの経営上の課題、目標、指標を明確にする体制を維持する。さらに、各本部での方針管理のもとに展開し、達成に向けて、業務計画を具体化する。当社子会社は、業務執行にあたって、所属本部の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度の管理を行なう。各業務計画は、四半期ごとに、社長および取締役等によって構成される審議会議において、各本部との間で、進捗状況を検証する体制を維持する。
3) 当社は、経営方針・経営戦略に係る重要事項の決定については、取締役会の審議を経ることに加えて、必要に応じて事前に社長および取締役等によって構成される常務会における審議を経る体制を維持する。
4) 当社は、社長を最終決裁者とする事項と本部長に権限委譲する事項、当社が決裁すべき事項と当社子会社に権限委譲する事項を明確に区分し、統制のとれた効率的で迅速な意思決定と業務執行を確保する。本部長・当社子会社社長は、当社社長から権限委譲された事項の執行について、さらに下位に職務権限を委譲し、意思決定と業務執行の効率性と迅速性を加速させる。
5) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、当社の社長、取締役および本部長が現状を把握することができる体制を維持し、さらに強化する。

(5) その他の当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社の取締役会規程および権限規程により、子会社の経営に関して当社の決裁・報告を要する事項およびその決裁者・報告先を明確にする。
2) 当社子会社の業務に対しても、当社の監査役、内部監査室および会計監査人による監査を計画的に実施する。

2. 監査役監査を支える体制
当社は監査役設置会社として、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役監査を支える体制を整備する。

(1) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。
2) 監査役室に所属する監査役の職務を補助する従業員（以下「監査役職務補助従業員」という。）は、監査役が指示した業務については監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
3) 監査役職務補助従業員の人事異動・人事評価等については、監査役の同意を要する。
4) 監査役職務補助従業員は、監査役の監査の実効性を確保する観点から、当社グループの事業、財務、会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者とする。

(2) 監査役への報告に関する体制

1) 当社の本部長、当社子会社社長が当社社長あてに定期的に行なう業務報告（業務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理に関する事項を含む。）は、常時常勤監査役に対しても配信する体制を維持する。また、監査役がいつでも必要に応じて当社の取締役および従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
2) 監査役と当社子会社の監査役等が出席する「監査役連絡会」において、当社子会社の事業、コンプライアンスの状況等を当社監査役に定期的に報告する体制を維持する。
3) 監査役が、会計監査人、内部監査室と適宜協議を行ない、当社子会社の監査情報の共有を促進する体制を維持する。
4) 監査役へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止するとともに、これを当社グループに周知徹底する。

(3) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(4) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役が、実効的に監査機能を果たすのに十分な経営情報を入手できるよう、主要な会議（常務会等）を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社では、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、このような勢力からの不当な要求は毅然とした態度で拒絶することを基本方針としています。この基本方針は、取締役会で決定する「内部統制基本方針」に明確に位置づけるとともに、これを徹底するため、遵守すべき具体的な行動基準を明記した「コンプライアンス・ハンドブック」を全従業員に配布のうえ教育を実施し、周知を図っています。
2. 業務本部に総括対応部署を設置し、反社会的勢力排除に向けて組織的に取り組んでいます。また、平素から警察関連機関等とも連携し、情報収集に努め、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

[株式会社の支配に関する基本方針の内容]

当社の支配形態は、企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるものとします。なお、当社は、平成27年6月まで、いわゆる事前警告型買収防衛策を導入していましたが、現在は導入していません。

[当社の取り組みの具体的内容]

1）当社は、平成32年（2020年）12月期を最終事業年度とする5ヵ年の中期経営計画「日機装2020」および当社グループの企業統治に関する基本方針を掲げた「日機装グループのコーポレート・ガバナンス基本方針」（平成27年10月制定）の着実な遂行・実施により、中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益の維持・向上に努めます。

2）短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれるおそれのある行為に対しては、当社は企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量取得行為等についての是非を株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示を求めるとともに、その検討のために必要な時間の確保に努めます。また、仮に、当社取締役会が大量取得者等による当社株式の大量取得行為等が当社の企業価値・株主共同の利益に反すると判断する場合にはこれを防ぐべく、関係法令によって許容される合理的な対抗措置を講じます。
　なお、大量取得者等に対する対抗措置に係る当社取締役会の判断が恣意的になることを防止するため、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、独立社外取締役を2名以上選任します。

[当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由]

当社取締役会は、前記の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するとともに、有価証券上場規程に基づいて適時開示を適切に行なうことにより、証券市場の信頼を確保することを目的として、『内部情報管理規程』を制定し、概要は次のとおり、内部者取引規制上の重要事実および適時開示に該当すべき情報（「本情報」）を網羅的、包括的に管理しています。

1．本情報の管理責任者を設置
本情報の管理責任者として、「情報管理担当者」および「情報統括責任者」を設置します。

2．「情報管理担当者」の権限等
1）「情報管理担当者」は、自己の担当事業・業務につき、本情報を早い段階で網羅的に把握し、「情報統括責任者」へ報告し、その後これを一元的に管理する責務を負います。
2）「情報管理担当者」には、原則として、業務を担当する取締役、事業本部長または業務本部長が当たります。

3．「情報統括責任者」の権限等
1）「情報統括責任者」は、本情報の「判定」「登録」「管理開始決定」「管理解除決定」「適時開示決定」等を行なう責務を負い、本情報の管理体制を統括します。
2）「情報統括責任者」には、経営企画部長、または社長が指名する者が当たります。

4．適時開示の責任部署
1）適時開示項目に応じて、経理部、経営企画部および総務部が開示の責任部署となります。
2）適時開示の責任部署は、適時開示項目に応じて、本情報の公表の要否等に関する、取締役会および「情報統括責任者」の決定に従い、適時開示を実施します。

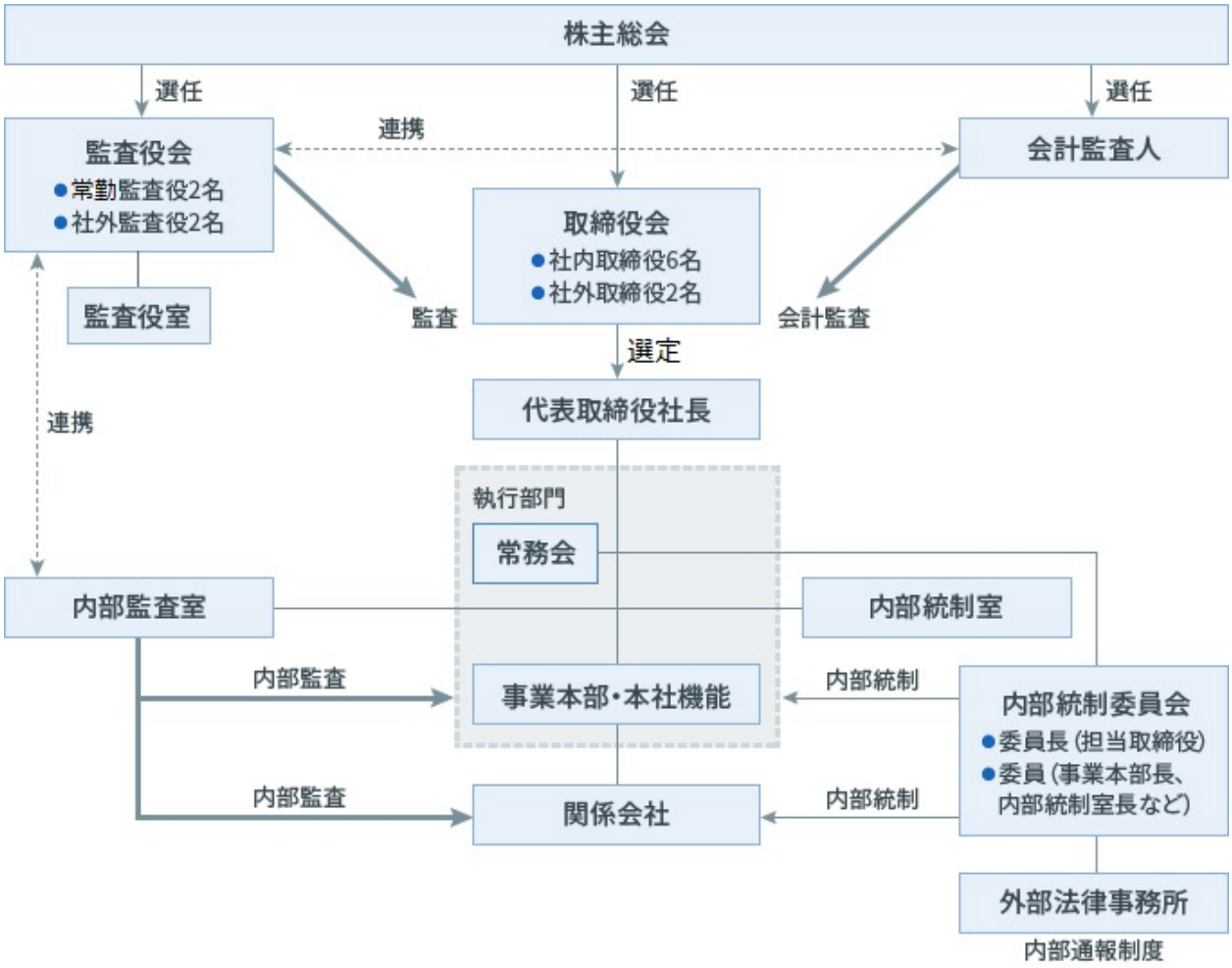
株主総会
選任
選任
選任
監査役会
●常勤監査役2名
●社外監査役2名
連携
会計監査人
取締役会
●社内取締役6名
●社外取締役2名
監査役室
監査
会計監査
選定
連携
代表取締役社長
執行部門
常務会
内部監査室
内部統制室
内部監査
事業本部・本社機能
内部統制
内部統制委員会
●委員長（担当取締役）
●委員（事業本部長、内部統制室長など）
内部監査
関係会社
内部統制
外部法律事務所
内部通報制度